

随意契約理由

令和5年(2023年)4月3日

契約担当課名	都市経営部広報戦略課
発注担当課名	都市経営部広報戦略課
契約名称	弁護士相談業務
契約内容	法律に関する相談業務
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)4月3日 令和5年(2023年)4月3日から 令和6年(2024年)3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会
契約金額	6,489,450円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本相談業務は、相談者が抱える弁護士に係る相談に対して、弁護士が内容を聴取し、その範囲の中で、法律に照らして一般的なアドバイスを行うものです。</p> <p>については、相談担当弁護士の偏りを生じさせず、また、バックアップを含め、弁護士を指定日時に派遣することができることから、弁護士法に基づいて設立され、弁護士が加入する大阪弁護士会と随意契約を締結するものです。</p>